

意見公募要領

1 意見募集対象

「電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令案」

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課審議会係にて閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号または電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。様式によられていない場合は意見を採用できない場合があります。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

併せて、意見の内容を保存した磁気ディスクまたはCD-Rを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HDのもので、1.44MBのMS-DOSフォーマット

CD-R：12cmのもので、ISO9660またはMicrosoft Joliet形式

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイルまたはジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までにお問い合わせください。）

○磁気ディスクまたはCD-Rには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいた磁気ディスクまたはCD-Rについては、返却できませんのであらかじめご了承ください。

(2) F A Xを利用する場合

F A X番号：03-5253-5714

総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：tcp-d@ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局総務課審議会係あて

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。

「@」を「@」に置き換えてください。

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、「郵送する場合」と同様）として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成21年3月27日（金）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成21年3月27日（金）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) パブリックコメント・意見募集案内の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省情報流通行政局総務課審議会係にて配布します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条により公告された、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人または団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。